

## 防府市情報公開条例及び防府市個人情報保護条例の改正(案)の概要

### 1 改正理由

本市における情報公開制度の総合的な推進を図るため、情報公開制度の運用の実態に即した情報公開条例となるよう、また行政機関の保有する情報の公開に関する法律との整合性を図るため、改正を行うものです。

また、個人情報保護条例については、個人情報保護制度に関する現状を踏まえ、開示請求者の範囲を見直すほか、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律との整合性を図るとともに、このたびの情報公開条例の見直しに合わせ、改正を行うものです。

### 2 防府市情報公開条例の主な改正内容(案)

#### (1) 公文書の公開を請求できる者の拡大について(第5条)

現行	「市内に住所を有する個人」、「市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体」など。
改正案	「何人も」

説明：公開請求権のない市外の者からの公文書の公開申出に対しても、公開請求と同様に、情報の公開を行っていることから、実態に即して「何人も」と改正するもの。

#### (2) 公文書の公開義務について(第6条第1項)

現行	非公開情報は、「公開をしないことができる」
改正案	非公開情報以外は、「公開しなければならない」

説明：公文書は原則公開との考えのもと、公文書の公開は義務として制度運用していることから、実態に即した条文に改正するもの。

#### (3) 非公開情報について

##### ① 実施機関内部若しくは実施機関相互間又は市と国等との間で行われる審議、検討、又は協議に関する情報について(第6条第1項第4号)

現行	「意思形成過程において作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、公正又は適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのあるもの」
改正案	「公開することにより、 ・率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ ・不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ ・特定の者に不当に不利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」

説明：審議等における非公開情報の要件の明確化を図るため、限定列举するもの。

##### ② 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報について(第6条第1項第5号)

現行	「許可、入札、交渉、人事、試験、争訟、取締りその他の事務事業の執行に関する情報であって、公開することにより、当該若しくは同種の事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの又は当該若しくは同種の事務事業の公正若しくは適正な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの」
改正案	「事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する」

	<p>おそれ  エ 人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ  オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、企業経営上の正当な利益を害するおそれ」</p>
--	---

説明：行政の事務又は事業における非公開情報の要件の明確化を図るため、例示列挙するもの。

### ③ 合議制機関等の情報について（第6条第1項第6号）

現 行	「合議制機関等の会議に係る審議資料、決議事項、会議録等の情報であって、公開することにより、当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの」
改正案	本号を削る。

説明：現行条例の規定内容は、2（3）①の改正後の第6条第1項第4号において包含されるため。

## （4）その他

### ① 公益上の理由による裁量的公開について（第7条の2）

改正案 (新規)	「実施機関は公開の請求に係る公文書に非公開情報（第6条第2項に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開の請求者に対し、当該公文書を公開することができる。」
-------------	---

説明：第6条第1項各号の非公開情報の規定に該当する場合であっても、保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認める場合に対応できるようにするため。

### ② 大量請求に伴う期限の特例について（第12条第4項）

改正案 (追加)	<p>現行条例の期限内に公開等の決定を行うことができなかつた残りの公文書について、期限の特例を追加するもの。  「相当の期間内に公開等の決定を行えば足りる」</p>
-------------	--

説明：公開請求に係る公文書が著しく大量である場合の公開等の決定期限に特例を追加するもの。

## 3 防府市個人情報保護条例の主な改正内容（案）

### （1）開示請求ができる代理人の拡大について（第13条第2項）

現 行	<p>自己に係る個人情報（特定個人情報を除く）  「法定代理人」  自己に係る特定個人情報  「法定代理人又は本人の委任による代理人」</p>
改正案	<p>自己に係る個人情報（特定個人情報を含む）  「法定代理人又は本人の委任による代理人」</p>

説明：本人が、入院や身体の故障などにより開示請求することが困難な場合でも、本人の委任による代理人からも開示請求ができるようにするため。

## 4 法律、市条例の制定状況

- ・防府市情報公開条例(平成10年6月24日制定)
- ・行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日制定)
- ・防府市個人情報保護条例(平成15年9月30日制定)
- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日制定)

## 5 スケジュール（予定）

- ・令和2年12月23日 パブリックコメント開始(～令和3年1月21日)